

論文要約

論文題目：

近代日本における弔いの政治文化史—政治家の葬儀をめぐる表象と統合—

胡安美

本稿は天皇・皇后らと皇族、大物政治家の葬儀を研究対象とするものである。これらの葬儀のあり方が、どのように民衆の社会へと浸透していったのか。さらに、その浸透により異なる次元の統合を触発させ、やがて輻射的に広がる弔いの政治文化を醸成していったのかを明らかにするものである。とりわけ、民間で行われた政治家の葬儀が国家儀礼の大葬と国葬を模倣しつつ、独創的な葬儀の形態を創り出し、政党や自治体など複数の次元で弔いによる統合機能を果たしていたという事実を提示する。このような葬儀の形態の広がり、国民が統合されていく条件を整えた一方、植民地の民族運動にも波及した。このような両義性を指摘することにより、近代日本における弔いの政治文化の歴史的意義を解明する。

上述のような、政治家の葬儀が政府・国家と民衆・社会の間にあって果たした役割を理解するために、本稿では第一部「皇室儀礼の近代化と国民国家の形成」（第一章～第三章）と第二部「政治家の葬儀と政治動員」（第四章、第五章）に分けて議論を進める。また、補論ではジェンダーの観点から、死の国家儀礼がいかに近代家族の規範と関わっていたのかを分析する。

第一部では、明治期における天皇らの大葬と皇族の葬儀が、次第に人手や資金、宗教などの面で平準化された国家儀礼を創出していった過程、およびそれがいかに理想の「伝統」として民間の輿論や実際の葬送習俗に影響を与えていたのかを論じる。

第一章では、八瀬童子が輿丁として大葬に参入していく過程を解明する。近世・近代転換期に従来の年貢免除特権を一時的に失った京都府八瀬村は、1884年宮内省との契約を結ぶことで、租税免除の特権を再び手に入れた。さらに、八瀬村は過去の由緒を主張し、皇居での輿丁奉仕の制度化を自ら求めた。この輿丁奉仕の制度化は、宮内省の体格検査による村民の身体への直接管理、奉仕の場所の京都から東京への変化という二点の結果をもたらした。前近代には複数の政治

権力に仕えていた八瀬村は、近代天皇制のもとで一元的に管理されるようになったのである。ただし、彼らは特権的な臣民であると同時に、徴兵制度に従う国民でもあった。こうした二重的な身分が近代以降の八瀬童子にみられる特徴である。一方、興丁奉仕の制度化によって天皇家との関係を新たに結んだことは、大葬という国家儀礼での奉仕を確保することと直接には繋がらなかった。英照皇太后と明治天皇の両大葬において、八瀬童子は、同様の由緒をもって近代の大葬に参入しようとする古参の職能集団や、新規で参入しようとする民間団体と競合し、その末に役割を確保した。八瀬童子は、両大葬での奉仕経験と興舁きの技術を活かしつつ、昭憲皇太后の大葬では宮内省との連携関係を緊密化させた。そして、大正天皇の即位式と大葬では御用の地位を確立し、輿論でもそのように捉えられるようになった。天皇家の大葬の挙行を通じて、旧来の特権集団と民衆が国家儀礼に巻き込まれていった。このように、八瀬童子による興丁奉仕が「伝統」というレトリックに織り成され、大葬という国家儀礼の開催とともに可視化されていった。

第二章では、1897年英照皇太后の大葬を扱う。この葬儀は維新以降初めて行われた大葬である。その実施は、宮内省と内閣の協力により、宮中と府中の別を越えた制度上での統合がみられる一方、葬式という点において宗教界からも関心を集めた。葬儀は結局、神道と仏教の双方を包括する形で行われることとなった。さらに、大葬の挙行に伴い、知識人やジャーナリストの間に「礼制」の制定を促す気運も高まっている。その背景には1890年代の条約改正による社会の内地雑居への不安視があり、礼制が国民の体面を保つ手段として考えられ、大葬の挙行がその議論に拍車をかけた。その流れのなか、知識人の三宅雪嶺は新聞『日本』に寄稿し、民間葬儀のあり方を提起した。そうした葬儀改良論に応じた中流階級でも、大葬を模範とし、放鳥生花や葬列などを廃止し、質素な葬儀を実践するようになった。このように、大葬の挙行は政府レベルにとどまらず、政治家や知識人の言論を介して、民間まで浸透していった。

大葬が実態と輿論の面において、民間の関心を引き寄せ、統合の機能を発揮していることを踏まえて、**第三章**では、天皇家に密接な関係を持つ皇族葬儀の変化を考察する。皇族葬儀における葬儀費用は、本来はその都度宮内省より宮家に交付するという臨時出費の形であったが、1880年の皇族費改定によって、宮家自身の支弁となることが定められた。1891年久邇宮朝彦親王の葬儀もその改定に

に基づき、朝彦親王の葬儀の費用支弁と執行主体は、宮家自らによる「御自弁」・「御自葬」であるべきとされた。ただし、有栖川宮熈仁親王のような四世親王は「官費」で取り扱うという先例もあり、ここには皇族内の序列関係が反映されている。また、宮内省では朝彦親王の葬儀を「官費」で執り行うとの意見も出ていたが、それは葬儀の事務を順調に進めるための便宜的な手段として提案されており、朝彦親王の死を国家レベルで顕彰するという公的性格を有していたわけではなかった。しかし、そうした皇族葬儀の私的性格は1898年山階宮晃親王の事例では大きな転換がみられた。晃親王の葬儀は「御自葬」であったが、仏葬の遺願は許されず宮内大臣の指示のもと「神祇式」で行われた。これは前年の英照皇太后の大葬で示された、どの宗教にも偏らないという方針から影響を受けたものだと考える。それゆえ、晃親王の葬儀は「御自葬」であったとしても、その葬儀は故人の意志によって決められるべきものではなく、国家の「公」的祭祀に準ずるものとして行われたのである。他方、同じ時期においても、天皇の權威の延長線上で皇族の顕彰を行おうとする動きもみられる。例えば、朝彦親王の側近であった目賀田栄が、孝明天皇の式年祭における天皇の親祭を利用して、朝彦親王の顕彰を公的な領域で実現しようと試みたことが確認されている。これらの皇族葬儀の事例からは、英照皇太后の大葬を契機に、皇族の葬儀は宗教面で次第に国家儀礼に準じていったという変化が分かる。そして、その顕彰の実施にあたって、天皇の權威が求められていた。

第二部では、大正期の政治家に現れた「国民葬」や「市葬」、「党葬」といった形態の葬儀が果たした統合機能を分析する。それらの葬儀は、国家儀礼との関係も持ちつつ、大正デモクラシーや政党政治の地方進出などの多様な背景との相互作用のなかで、民間で創り出されたものである。

第四章では、葬儀における群衆の国民化と動員の関係を、「国民葬」の事例を中心に考察する。具体的には、言説の構築から実体化された葬儀へと展開する過程、その創出がもたらした波及効果を検討する。その結論は、以下の三点に要約される。第一に、「国民葬」という語の使用は明治後期の福沢諭吉の葬儀で初見し、乃木希典の葬儀で頻出し始めた。福沢の場合には、「社会国民」の葬送を通じて顕彰の論理が提示された。他方、乃木の葬儀では、拝観に集まった群衆は表弔や見物など多様な目的を抱えていたが、政治家や知識人の視点から、君臣倫理の実践を示す「国民」として表象された。第二に、言説上の存在にとどまってい

た「国民葬」は、大正期の大隈重信の葬儀において実体化した。大隈の側近は、明治期の表象要素や諸政治家の葬儀事例を踏まえ、また西欧的要素を取り入れつつ、民衆の参加しやすい工夫を凝らした。これにより、大隈の国民葬は民意を集める葬儀として記憶された。さらに、その秩序ある群衆の行動は政治参加の指標とされ、普通選挙運動の要求とも結びついた。第三に、1924年6月の排日反米運動における無名死者の葬儀は、国民大会の召集によって実施された「国民葬」であった。それは大隈の国民葬などの要素を取り込みつつ、民衆の創意を反映させたものである。こうした追悼儀礼は天皇制国家の論理を軸に、「国民」としての群衆を動員し、外国との対峙意識を通じて統合を果たした。一方、大隈の国民葬の影響は植民地朝鮮までも及んでいった。内地の国民葬と異なり、植民地の知識人は国民葬に内在する排除性を明確に見分けた上で、自らの立場に合う社会葬を新たに創り出した。

第五章では、市葬という形態の葬儀を通じて、文民の公葬をめぐる民衆動員の実態や地域社会で果たした統合論理を解明する。第1節では、1917年に全国で初めて実施された市葬である、奥田義人の市葬に着目する。市長在任中に死去した奥田の功を酬いるために、東京市は市会の合意を経て、費用や人手の支援による市葬の挙行を決議した。首都にある自治体という特別な地位や、国家儀礼の執掌機関である宮内省にアクセスしやすいという便宜により、その準備過程では国葬が先例として参照され、市葬はその延長線上に位置づけられた。この市葬はのちに大阪市や名古屋市などで行われた市葬の参照モデルにもなったと考えられる。第2節では、1921年に総理大臣在任中に暗殺された原敬の葬儀を検討する。原本人の遺志に基づき郷里の盛岡市で本葬を挙行する前に、彼の所属政党の政友会の強い希望によって、東京市でも党葬が行われた。この二つの葬儀は、霊柩列車の運搬過程に動員された政党や地方の官民団体を通じて結びつけられ、東京から盛岡までの長距離の葬送を実現させた。また、盛岡市の本葬では、市葬という名称は用いられなかったが、市会での議決を経て、費用や人手などの面で葬儀を支援するという形態は奥田の市葬と一致している。また、地元の青年団も自発的に奉仕し、霊柩の出迎えや天皇、皇后、皇族らの下賜品の運搬といった、死者と国家の関係を象徴する役目を務めていた。第3節では、原と同じ政党党首かつ総理大臣在職中、1926年に死去した加藤高明の事例を取り上げる。憲政会系の名古屋市長田阪千助は名古屋市で加藤高明の遥弔会を発起した。その開

催にあたって、田阪は遥弔会と遺族の加藤家との関係性を示しつつ、市民や諸団体の参列を動員した。しかし、事前に市会で議決を取らなかったことや、市会における政党対立という背景のもと、遥弔会の参列動員および経費支出が野党派系から批判された。この結果は単なる行政手続き的な問題ではなく、名古屋市が自治体による政治家への追悼について、国家儀礼の国葬や市葬などの公葬との連動性を十分に認識していなかったことによるものである。

補論では、男性死者の政治要人を顕彰する国葬の場における女性生者の立ち位置を考察することで、国葬という死の儀礼に内在する近代家族の規範を明らかにする。まず、国葬で喪家の代表者として神式祭礼を執り行う喪主について考察する。(1) 明治期から昭和戦前期までの国葬を通時的に検討すると、喪主を務めたのは全て男性である。たとえ死者の子供のなかに女性が男性より年長であっても、基本的に男性継嗣が喪主を務めた。(2) 神道本局が出版した『葬儀式』を見ると、民間葬儀には喪主とは別に「喪婦」が存在しているが、国葬の実施と法制化の過程において、「喪婦」の存在が消され、男性が務める喪主のみが残された。国葬という国家儀礼に見られる性差である。次に「未亡人」という語の使い方と、新聞に報じられた表象の変容について考察する。(1) 国葬被葬者のうちの旧公家・藩主と政治家、軍人の妻が新聞や雑誌に「未亡人」と呼ばれる。それに対して、皇族の妻にはこの語が使われていない。(2) それ以前は弱さを見せることが許されていた「未亡人」像は、1909年伊藤博文の妻梅子を画期とし、感情を押し隠し「男らしい」振る舞いへ転換した。その「未亡人」像は1916年大山巖の妻捨松にも継承された。さらに、捨松の事例では、軍人の妻として推進した遺族顕彰活動でも規範意識がみられる。(3) 1922年山縣有朋のパートナー貞子についてみると、新聞記事では、山縣の死の際、女主人の冷静な姿勢が描かれてはいたが、以降の公的な儀式に関わる記事では、貞子の動静は報じられなくなった。国葬儀礼における正妻と妾の序列関係がここに窺える。以上のように、国葬という公的な儀礼を通して、被葬者の女性遺族は次第に道德規範に合う「未亡人」としての身振りを要求された。それと同時に、女性間のヒエラルキー化も進んでいたことが明らかとなった。

以上の説明を通じて、先行研究が主として政府・国家の視点から死の国家儀礼を論じてきたのに対し、本稿は民衆・社会の視点から、その国民統合の機能を検討した点に意義がある。加えて、栄典制度に回収しきれなかった政治家の葬儀も

統合の機能を果たしたことを解明した点には独創性がある。具体的には、大葬と国葬を意識しつつ模倣・創出された民間における諸形態の政治家葬儀が、民衆一人ひとりとしての国民や自治体単位の市民を葬儀参加へと動員しうる、政府・国家による統合とは異なる回路を形成していたことを示した。さらに、この統合回路は、日本内地にとどまらず、植民地における民族運動家の葬儀にも影響を及ぼしていた。そこでは、植民地の知識人・運動家は、葬儀による統合という性質を活用し、植民地統治の政権を相対化しつつ自らの統合に努めようとしていた。こうした統治権力への相対化・対峙を示している弔いの政治文化が、同時代の内地における共産党員や社会主義者の動向とどのように連動していたのか、また植民地における戦前の民族運動から戦後の独立運動へと如何なる影響を及ぼしたのかといった点については、今後の検討に向けた課題と視座を提示した。

(5495 字)